

奈良県告示第百六十二号

平成二十三年十二月奈良県告示第四百三十一号（奈良県自動車税事務所に勤務する出納員並びに奈良県自動車税事務所自動車税第一課及び第二課に勤務する分任出納員が使用する領収印の定め）で告示した奈良県自動車税事務所自動車税第二課に勤務する分任出納員が使用する領収印を次のとおり改刻し、平成三十年六月十三日から使用した。

平成三十年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾



注 直径 25 ミリメートル